

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称		航空法の一部を改正する法律案		
担当部局	国土交通省航空局技術部乗員課	電話番号:	03-5253-8738	e-mail: g_CAB_GIJ_JIN@mlit.go.jp
評価実施時期	平成22年2月15日			
規制の目的、内容及び必要性等	航空運送事業に従事する操縦者の安定的な確保、航空の安全性の向上及び我が国航空会社の国際競争力の強化を図るため、①航空従事者技能証明の資格として「准定期運送用操縦士」の資格を創設するとともに、②操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設及び③航空身体検査証明の有効期間の適正化等の所要の措置を講ずる。			
	法令の名称・関連条項とその内容	航空法 ①第24条・別表、②第71条の3・第71条の4、③第32条		
想定される代替案	①「准定期運送用操縦士の資格の創設」の代替案: 現行資格体系のまま、事業用操縦士の取得要件を准定期運送用操縦士相当のものとする。 ②「操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設」の代替案: 技能証明を更新制とする。 ③「航空身体検査証明の有効期間の適正化」の代替案: 航空身体検査証明の有効期間を(資格ごとに年齢等に応じて設定するのではなく)資格ごとに一律に長くする又は短くする。			
規制の費用	費用の要素		代替案の場合	
(遵守費用)	①既存資格と比べて、より効率的・効果的に資格を取得可能となり、遵守費用が軽減。 ②操縦等を行う者(航空運送事業機の操縦者を除く。)に対して遵守費用が新たに発生。 ③有効期間が長くなる又は現状維持の者が大半を占めるから、全体として軽減。		①当該規制案と同様に、遵守費用は軽減。 ②全ての操縦者(当面操縦等を行う予定のない操縦者、航空運送事業機の操縦者を含む。)に対して遵守費用が発生。 ③一律に長くする場合には減少し、一律に短くする場合には増加。	
(行政費用)	①准定期運送用操縦士は、指定航空従事者養成施設で養成されることから、国土交通大臣による試験の一部又は全部の省略が可能となり、当該試験の受験者数が減少し行政費用は軽減。 ②操縦等を行う者(航空運送事業機の操縦者を除く。)に対する審査員(民間)の認定等に係る行政費用が発生。 ③有効期間が長くなるか又は現状維持の者が大部分を占めるため、全体として軽減。		①現行と変わらない。 ②全ての操縦者(当面操縦等を行う予定のない操縦者、航空運送事業機の操縦者を含む。)に対する証明の再交付等に係る行政費用が発生。 ③一律に長くする場合には減少し、一律に短くする場合には増加。	
(その他の社会的費用)	①～③ 特に発生しない。		① 事業用操縦士の業務のうち、航空運送事業機の副操縦士の業務以外の業務に係る能力が担保されず、航空の安全性が低下する。また、国際標準と異なる資格制度とした場合、外国への乗り入れの拒否による甚大な経済的損失が発生するとともに、我が国の航空安全制度に対する国際的な信用が失われるおそれ。 ②特に発生しない。 ③一律に長くした場合、国際標準よりも安全性の低い規制体系となるおそれ。	
規制の便益	便益の要素		代替案の場合	
	①事業用操縦士資格よりも効率的・効果的に航空運送事業機の副操縦士の養成が可能となる。また、養成される副操縦士は、航空運送事業機の操縦訓練を重点的に施されるため、航空運送事業機の操縦に関し事業用操縦士よりも高い安全性が期待される。		①航空運送事業機の操縦士の養成について、当該規制案と同様の便益が期待される。	
	②操縦者の技量維持を図り、もって操縦者に起因する航空事故を低減することが可能となる。		②当該規制案と同様の便益が期待される。	
	③航空会社の諸外国との競争条件を整え、我が国航空会社の国際競争力強化に資する。また、自家用操縦士の大部分についても、航空身体検査証明にかかるコストを軽減可能。現在、国際標準よりも有効期間が長く設定されている事業用操縦士の一部については、有効期間を国際標準に整合させることにより、国際標準相当の航空の安全性を確保できる。		③有効期間を資格ごとに一律に長くした場合:操縦士及び航空会社におけるコスト軽減を図ることが可能。 有効期間を資格ごとに一律に短縮した場合:有効期間が、国際標準よりも長く設定されている事業用操縦士の一部について、国際標準に整合させることにより、国際標準相当の航空の安全性を確保することが可能となるが、現在、有効期間が、国際標準と同等又はこれより短く設定されている資格については、当該有効期間を、さらに短くすることにより得られる便益は限定的。	

<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>【費用と便益の関係の分析】</p> <p>①准定期運送用操縦士の資格の創設、③航空身体検査証明の有効期間の適正化については、遵守費用及び行政費用が全体として低減され、さらに便益として航空の安全性を確保すること等が期待できるものであること、②操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設については、操縦等を行う者(航空運送事業機の操縦者を除く。)に対して遵守費用が新たに発生し、当該者に対する審査員(民間)の認定等に係る行政費用が発生するものの、その費用は国際的に見ても適当なものであり、また、便益として操縦者の技量維持を図ることにより操縦者に起因する航空事故を低減することが可能となること、から①から③のいずれの場合であっても便益の方が上回る。</p> <p>【規制案と代替案の関係の分析】</p> <p>①准定期運送用操縦士の資格の創設</p> <p>代替案では、当該規制案と同等程度の便益が期待され、遵守費用について、当該規制と同等程度に低減させることができあるが、航空運送事業機の副操縦士の業務以外の業務に係る能力が担保されないことによる航空の安全性の低下等のその他の社会的費用が発生することから、当該規制案の方が優れているといえる。</p> <p>②操縦者に対する特定操縦技能の審査制度の創設</p> <p>代替案では、当該規制案と同等程度の便益が期待されるものの、遵守費用及び行政費用が当該規制案より大きくなることから、当該規制案の方が優れているといえる。</p> <p>③航空身体検査証明の有効期間の適正化</p> <p>代替案では、有効期間を資格ごとに一律に長くした場合、遵守費用・行政費用が低減する一方、国際標準よりも安全性の低い規制体系となるおそれがあり、その他の社会的費用が発生する。また、一律に短くした場合、遵守費用・行政費用が増加する一方、有効期間が国際標準よりも長く設定されている一部の者について、国際標準相当の航空の安全性を確保することが可能となるが、現在、有効期間が国際標準と同等又はこれより短く設定されている資格については、当該有効期間をさらに短くすることにより得られる便益(安全性の向上等)は極めて限定的である。このため、いずれの場合であっても当該規制案の方が優れているといえる。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>(1)航空機の操縦士技能証明制度等のあり方検討会 「今後の航空機の操縦士技能証明制度等のあり方について(中間とりまとめ)」(平成21年9月)(抜粋) ・我が国においても、准定期運送用操縦士資格の導入を進めることは適切であると考えられる。また、今後の操縦士需要に対する対応を適確に図るためにも、可能な限り早期の導入を図ることが望ましい。 ・有効な技能証明を有する操縦士に対して、一定期間ごとに座学及び実地により構成される「技能講習(仮称)」の受講を義務付けることが適切と考えられる。</p> <p>(2)航空身体検査証明の有効期間に関する検討会 「航空機乗組員の航空身体検査証明の有効期間の見直しについて(中間とりまとめ)」(平成21年10月)(概要抜粋) ・我が国の航空身体検査証明の有効期間については、…(中略)…国際標準と整合させることとして差し支えないと結論。</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>完全施行後概ね2年後より政策チェックアップにおいて事後評価を実施。</p>
<p>備考</p>	